

2008年9月12日

地域/都道府県サッカー協会
規律・フェアプレー委員会 委員長 各位

財団法人日本サッカー協会
規律・フェアプレー委員会 委員長
瀧井 敏郎

『チームによる違反行為に対する懲罰』の天皇杯での適用について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2008年7月10日の本協会理事会ならびに同7月12日の本協会評議員会において基本規定への追加が承認されました「チームによる違反行為に関する懲罰規程」（基本規程[別紙1]●3-4、下記参照）について、9月12日の本協会理事会において、J1およびJ2の各チームが天皇杯全日本サッカー選手権大会の各試合に出場する場合も適用対象とすることが確認され承認されましたことをお伝えいたします。関係各所へのご周知およびご連絡をお願い申し上げます。

なお、本規程の適用対象はあくまでもJ1およびJ2の各チームとなり、これ以外のチームは懲罰（罰金）の対象とはなりません。しかしながら、このような行為（下記参照）は決して許される行為ではなく、行ってはならない『違反行為』であることはJクラブ以外のチームであっても変わることはありません。

このような行為が行われないように、同大会に出場するJ1およびJ2以外のチームを含むすべてのチームに対し十分な指導をお願いしたくよろしく願いいたします。

敬具

記

基本規程 第12章 懲罰 [別紙1] 「競技および競技会における懲罰基準」の変更点

変更前	変更後
[別紙 1] 競技および競技会における懲罰基準 3. その他の違反行為 (新規)	[別紙 1] 競技および競技会における懲罰基準 3. その他の違反行為 ●3-4. チームによる違反行為 ① <u>1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告または退場(または退席)処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u> ② <u>同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、あるいは、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u> ③ <u>前2項についての罰金は以下の通りとする。</u> (1) Jリーグディビジョン1の場合：金50万円 (2) Jリーグディビジョン2の場合：金25万円

以上